

肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）

《制度の概要》

1. 制度の目的

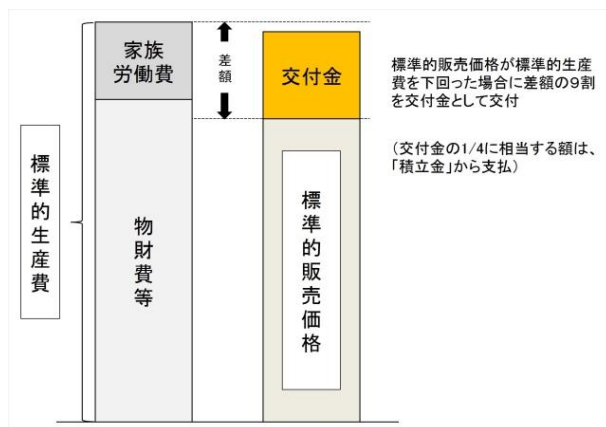
肉豚経営安定交付金制度（豚マルキン）は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づく法律制度にあり、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、肉豚の生産者に対し、その差額の9割を交付金として交付することにより、肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和することを目的としています。

2. 制度の仕組み

四半期毎に標準的販売価格（粗収益）と標準的生産費（生産コスト）を算出（注）し、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付します。

また、交付金の額の1/4に相当する額は、肉豚の生産者が機構に納付する負担金により積立てられた「積立金」から、「積立金から支払われる額」として支払われます。残りの3/4に相当する額（国費）は、「交付金として支払う額」として、機構が支払います。

（注）四半期終了時に算出し、当該四半期に交付金の交付がなかった場合には、当該年度内において次の四半期に通算して算出します。



3. 生産者の主な要件

肉豚を販売する目的で、肉豚の肥育を業として行っている者

ただし、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員の数が300人を超える会社、暴力団員等、畜産経営の安定に関する法律その他関係法令に違反し罰金以上の刑に処された者等は除きます。

4. 業務対象年間

3年間（最初の業務対象年間は、平成30年12月30日から令和3年3月31日まで）